

八王子市立南大沢小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）

八王子市立南大沢小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- 令和7年度の重点項目
いじめを生まない、ゆるさない風土（環境）づくりを進める。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 学級内の児童数が少なく、児童相互の関係性が固定化しがちであることや6年間クラス替えがないことから、友達づくりの経験を積み重ねにくい面がある。友達との適切な距離感について理解できていないと感じる場面も散見される。
- 「相談できる大人がない」と回答する児童ゼロを目指す。
- SNSを媒介にした友達関係のトラブルの未然防止。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策常時委員会

- 開催日 毎週月曜日
- 構成員 全教員、SC（スクールカウンセラー）
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、いじめ防止についての研修、児童理解のための研修、学校いじめ防止基本方針の見直し、SCによる事例紹介 等

いじめ対応の流れ

1. いじめが疑われる事実は、「学校いじめ対策常時委員会」に報告され、学校全体で共有する。
2. いじめの事実の有無を確認するための調査を行う。
3. 認知したいじめについて、具体的な対応の進め方について協議し、組織的に対応する。保護者に情報提供し、学校としての対応を伝える。
4. いじめの解消は、「学校いじめ対策常時委員会」で協議の上、判断する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月7日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月1日 「いじめを生まない学級・集団の風土作り」
- 1月13日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業等

- ・「はちおうじっ子サミット」に向けた代表委員会を中心とする全校児童での取組
- ・道徳科、特別活動等における指導と啓発
- ・南小フレンドシップタイム（各学期1回）
- ・SNS 東京ノートの活用

SOS の出し方に関する授業等

- ・SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を活用した指導
- ・セーフティ教室（南大沢警察署・ファミリーe ルールの協力）
- ・南小フレンドシップタイム（各学期1回）

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝会における校長講話と全学級における「いのちの尊さ」を主題にした道徳科授業の実施

児童の自己肯定感を高める取組

- ・南小フェスタ（代表委員会主催の集会活動）
- ・子どもまつり
- ・運動会の表現種目に向けたたてわりグループでの取組
- ・全校遠足

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。